

入札公告

北河内4市リサイクル施設組合公用車（軽貨物車）購入について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和8年7月3日

北河内4市リサイクル施設組合
管理者 広瀬慶輔

1 発注内容

- (1) 件名 北河内4市リサイクル施設組合公用車（軽貨物車）購入
- (2) 納入場所 寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
北河内4市リサイクルプラザ
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年10月16日まで
- (4) 支払条件 適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払う
- (5) スケジュール

項目	日時等
下取り車現地確認受付	令和8年7月7日（火）正午まで
下取り車現地確認連絡	令和8年7月8日（水）午後5時まで
下取り車現地確認	令和8年7月9日（木）
質疑受付期限	令和8年7月10日（金）から 令和8年7月17日（金）正午まで
質疑の回答	令和8年7月21日（火） 組合ホームページに掲載
入札書及び入札参加申請書の提出期限	令和8年7月28日（火）必着 （組合事務局あてに郵送）
開札	令和8年7月31日（金）午後2時 （北河内4市リサイクルプラザ管理棟1階事務室）
落札結果の公表	ホームページにて公表

2 競争入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格は、枚方市、寝屋川市、四條畷市又は交野市の入札参加資格者名簿に登録している者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市において指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当する者でないこと。

3 質疑について

本件の質疑については、電子メールで行うこととする。

- (1) 質疑は令和8年7月10日（金）から令和8年7月17日（金）正午まで受け付けることとする。質疑については、『北河内4市リサイクル施設組合公用車（軽貨物車）購入に係る質疑について』のメール表題にて北河内4市リサイクル施設組合（メールアドレス：jimukyoku@kazaguruma.or.jp）へ送信すること。
- (2) 質疑の回答については、令和8年7月21日（火）午後2時以降に、組合ホームページに掲載します。

4 入札方法等

- (1) 入札は、下記の要領により、一般書留郵便又は簡易書留郵便で郵送すること。
- (2) 入札書には会社の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入して、枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市のいずれかに届けている使用印鑑を鮮明に押印すること。

(3) 宛先

〒572-0855 寝屋川市寝屋南一丁目7番1号

北河内4市リサイクル施設組合事務局 宛

(『北河内4市リサイクル施設組合公用車(軽貨物車)購入 入札書在中』
と朱書きすること)

- (4) 入札書等は組合ホームページからダウンロードしたものを使用すること。
- (5) 入札では予定価格の制限に達しなかった場合については、再度入札を行います。入札回数は1回で再度入札は2回となります。
- (6) 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税の額を含む金額(円単位)を記載すること。なお、「1回目の入札書>2回目の入札書>3回目の入札書」の金額となるように記入すること。
- (7) 入札書は件名の横に「1回目」、「2回目」、「3回目」と記載した入札書を各々の内封筒(合計3部)に入れ、入札書の入った封筒にも同じように件名と「1回目」、「2回目」、「3回目」と記載し、「4 入札方法等(3)」の宛先を記載した外封筒に入れて郵送すること。委任者が入札する場合は、使用印鑑に代えて委任者の印鑑を用いることができるが、この場合は委任状を同封すること。
- (8) 入札に関する書類(入札書含む)提出は、令和8年7月22日(水)から令和8年7月28日(火)までに必着すること。

5 開札

入札者及びその代理人は立ち合うことはできない。

6 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 北河内4市リサイクル施設組合契約規則(平成16年6月1日規則第9号)

第 16 条第 3 号から第 7 号までのいずれかに該当する入札

(3) その他入札に関する条件に違反した者の入札

8 落札者の決定

入札を行った者のうち、北河内 4 市リサイクル施設組合契約規則第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、地方自治法施行令第 167 条の 9 の規定により、くじで落札者を決定する。

9 入札保証金

北河内 4 市リサイクル施設組合契約規則第 7 条 2 号の規定により免除とする。

10 契約保証金

北河内 4 市リサイクル施設組合契約規則第 34 条の規定を適用し契約金額の 10/100 以上を納めること。ただし、北河内 4 市リサイクル施設組合契約規則第 34 条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を全部又は一部を免除する。

11 談合その他不正行為の対応について

本入札について、談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

12 雑則

書類の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

また、提出された書類は、返却しない。

13 問合せ先等

(1) 問合せ先

大阪府寝屋川市寝屋南一丁目 7 番 1 号

北河内 4 市リサイクル施設組合 事務局

電話 (072) 823-2038

※ 落札決定後における情報の公表について

北河内4市リサイクル施設組合公用車（軽貨物車）購入の入札に関する提出書類については、北河内4市リサイクル施設組合情報公開条例の規定において、公開しないことができる情報を除きすべて公表するものとする。

入札に関する書類用 封筒書き方見本

- 1 外封筒の宛先（角形 2 号（240 mm×332 mm）の封筒を使用）の表書き

〒572-0855

寝屋川市寝屋南一丁目 7 番 1 号

北河内 4 市リサイクル施設組合 事務局

北河内 4 市リサイクル施設組合公用車（軽貨物車）購入
入札書在中（朱書き）

- 2 入札書封筒（長形 3 号（120mm×235mm）の封筒を使用）の表書き

北河内 4 市リサイクル施設組合公用車（軽貨物車）購入
入札書〇回目（朱書き）

【要領】

入札書は、『北河内 4 市リサイクル施設組合公用車（軽貨物車）購入 入札書』と朱書きした封筒し（封筒の裏面には、差出元である会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入のこと。）に封入し、令和 8 年 7 月 22 日（水）から令和 8 年 7 月 28 日（火）までに、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で郵送により北河内 4 市リサイクル施設組合 事務局宛に必着すること。